

魚津市告示第23号

魚津市飼料価格高騰経営安定緊急支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年2月27日

魚津市長 村椿 晃

魚津市飼料価格高騰経営安定緊急支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則(平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。)第21条の規定に基づき、魚津市飼料価格高騰経営安定緊急支援補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、飼料価格等の大幅な高騰の影響を受けている畜産農家の経営安定を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 補助金は、消費税及び地方消費税を交付の対象としていないため、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告は要さないものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、「対象飼料」とは、魚津市内で飼養する家畜に給与することを目的として飼料会社又は農業協同組合から購入した配合飼料等(配合飼料価格安定制度(配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱(昭和50年2月13日50畜B第303号農林事務次官依命通知)に定める異常補填交付金交付事業及び同要綱に定める配合飼料価格安定基金が業務方法書により行う通常価格差補填をいう。)による価格差補填の対象となる配合飼料、穀物(米を除く。以下同じ。)由来の単体飼料及び混合飼料のうち穀物由来の飼料をいう。)をいう。

(補助金交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 魚津市内において畜産業を営む者であって、別表に掲げるコスト低減等の取組を3つ以上取り組むもの
- (2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により本市の住民票に記

載されている者又は市内で農場を有する法人

(3) 畜産業を令和8年度も継続する者

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、補助金の交付の対象としない。

(1) 魚津市暴力団排除条例(平成24年魚津市条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者

(2) 前号に掲げる者のほか、補助金の趣旨に照らして補助対象者となることが適切でないと市長が認める者

(対象時期及び補助金の額)

第5条 対象時期及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

対象時期	補助金の額
令和7年10月1日から令和8年2月28日まで	左記期間中に購入した対象飼料1トンにつき、400円

(交付申請書兼実績報告書)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和8年3月13日までに、魚津市飼料価格高騰経営安定緊急支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、一括してこれを市長に提出しなければならない。

(1) 別紙様式(コスト低減等の取組実績)

(2) 令和7年10月1日から令和8年2月28日までに購入した飼料の数量が分かるもの

(3) 振込先口座と口座名義が分かるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

(交付の決定及び額の確定通知)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について決定し、適切であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、魚津市飼料価格高騰経営安定緊急支援補助金交付決定及び交付額の確定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査により補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が交付決定を取り消す必要があると認めるとき。

(補助金の返還)

第 9 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(関係書類の保存)

第 10 条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業に係る経費の内容を明らかにするため、会計帳簿及び関係証拠書類を備え付け、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第 7 条第 1 項の規定による交付決定をした補助金の取扱いについては、この告示の失効後もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

コスト低減等の取組

「増加」又は「拡大」とする取組については、令和3年度以降の取組を対象とする。

【畜種共通】

（1） 疾病・事故率などの低減

- ・牛床マットやカウブラシ、分娩監視装置等飼養管理機器・資材の使用
- ・事故率低減のための牛の削蹄の実施
- ・事故率低減のため、獣医師の指導等による定期的な分娩監視
- ・疾病の低減のため、ワクチンの接種
- ・分娩監視装置等のICT機器の導入
- ・その他

（2） 暑熱・寒冷対策による生産性の改善

- ・暑熱対策のために、畜舎内における噴霧器、換気ファン等の使用
- ・寒冷対策のために、牛衣（カーフジャケット）等の着用
- ・暑熱・寒冷対策のために、外壁・屋根材における耐熱性（保温性）素材の使用
- ・その他

（3） 国産飼料（エコフィードを含む。）の給与割合の増加

- ・国産牧草（乾草・サイレージ）の給与割合の増加
- ・飼料用米の給与割合の増加
- ・国産とうもろこしの給与割合の増加
- ・エコフィード（豆腐粕・醤油粕等）の割合の増加
- ・その他

（4） 配合飼料の使用量の低減

- ・国産高栄養粗飼料（アルファルファ、その他マメ科牧草）の利用
- ・飼料成分分析に基づく飼料設計の改善
- ・エサ寄せロボットの活用
- ・自動給餌機の活用
- ・多回給餌
- ・リキッドフィーディングの活用
- ・その他

（5） 副産物収入（堆肥販売等）の増加による生産コストの削減

- ・堆肥販売の増加による収入の増加による生産費割合の圧縮
- ・その他

【畜種別】

1 酪農

- (1) 牛群検定等を活用した生産性の向上
- (2) 分娩間隔の短縮
 - ・発情発見機を活用した発情の見逃し防止
 - ・早期離乳の実施
 - ・その他
- (3) 国産濃厚・粗飼料の生産・流通拡大（コントラクター活用等によるものを含む。）
 - ・国産粗飼料の作付面積の拡大
 - ・国産濃厚飼料の作付面積の拡大
 - ・国産飼料の販売・流通量の増加
 - ・TMRの利用量の増加
 - ・その他
- (4) 和牛精液・和牛受精卵の活用による収入の増加による生産費割合の圧縮

2 肉用牛

- (1) 肥育期間や子牛の出荷月齢の短縮
 - ・超音波測定を活用した出荷適期の判断
 - ・定期的な体高や体重等の測定
 - ・その他
- (2) 分娩間隔の短縮
 - ・発情発見機の活用
 - ・早期離乳の実施
 - ・その他

3 豚

- (1) 人工授精を活用した生産コストの削減
- (2) 優良系統の導入による生産性の向上
- (3) オールイン・オールアウトによる事故率の低減
- (4) その他

4 採卵鶏・肉用鶏

- (1) 優良系統の導入による生産性の向上
- (2) オールイン・オールアウトによる事故率の低減
- (3) その他

様式第1号(第6条関係)

魚津市飼料価格高騰経営安定緊急支援補助金交付申請書兼実績
報告書

令和 年 月 日

魚津市長 宛

所在地
団体名
代表者氏名

魚津市補助金等交付規則に基づき、魚津市飼料価格高騰経営安定緊急支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 経営の区分(該当するものに☑)

酪農 肉用牛 養豚 養鶏

2 対象期間内に購入した飼料の数量及び補助金の交付申請額 1

購入した飼料の数量	補助金の交付申請額
kg ²	金 円 ³

- 対象期間は、令和7年10月1日から令和8年2月28日までとする。
- 数量が確認できるもの(納入伝票のコピー等)を添付すること。魚津市内の農場で消費された飼料に限る。納入伝票で区別が出来ない場合は、飼育頭数で按分し、内訳を添付すること。
- 「購入した飼料の数量」に補助金単価(400円/t(0.4円/kg))を乗じた額(100円未満切り捨て)を記載すること。

3 コスト低減等の取組実績 別紙のとおり

4 補助金の振込先

金融機関名		支店名	
預金種別	普通・当座・その他()		
金融機関コード		支店コード	
口座番号			
フリガナ 口座名義			

(裏面につづく)

添付書類の確認

私は、富山県が実施する飼料価格高騰経営安定緊急支援奨励金を申請し、下記添付書類 から までを魚津市が県から情報提供を受けることに同意します。（同意する場合は添付書類 から までを省略できます。同意する場合は☑）

別紙様式（コスト低減等の取組実績）

令和7年10月1日から令和8年2月28日までに購入した飼料の数量が分かるもの（納入伝票のコピー等）

振込先口座と口座名義が分かるもの（通帳1ページ目の見開き部分のコピー等）

振込先の口座は申請者本人の口座（法人の場合は、当該法人の口座）に限る。

魚津市内の農場で消費された飼料の数量が分かるもの（納入伝票で区別が出来ない場合は、飼育頭数で按分した内訳）

県内で複数の農場を経営している場合のみ

別紙様式（コスト低減等の取組実績）

新規又は継続して取り組んだメニューを3つ以上選択（該当するものに☑）

「増加」又は「拡大」とする取組については、令和3年度以降の取組が対象

選択した取組実績を証する資料として、次の書類等を令和12年度末まで保管しておくこと。

- ・写真（畜舎内の設備及びその周辺等）
- ・機械・設備の納品書、領収書
- ・作業日誌、飼料給与記録
- ・飼料設計の計算書 等

【畜種共通】

（1） 疾病・事故率などの低減

牛床マットやカウブラシ、分娩監視装置等飼養管理機器・資材の使用

事故率低減のための牛の削蹄の実施

事故率低減のため、獣医師の指導等による定期的な分娩監視

疾病の低減のため、ワクチンの接種

分娩監視装置等のICT機器の導入

その他（ ）

（2） 暑熱・寒冷対策による生産性の改善

暑熱対策のために、畜舎内における噴霧器、換気ファン等の使用

寒冷対策のために、牛衣（カーフジャケット）等の着用

暑熱・寒冷対策のために、外壁・屋根材における耐熱性（保温性）素材の使用

その他（ ）

（3） 国産飼料（エコフィードを含む。）の給与割合の増加

国産牧草（乾草・サイレージ）の給与割合の増加

飼料用米の給与割合の増加

国産とうもろこしの給与割合の増加

エコフィード（豆腐粕・醤油粕等）の割合の増加

その他（ ）

（4） 配合飼料の使用量の低減

国産高栄養粗飼料（アルファルファ、その他マメ科牧草）の利用
飼料成分分析に基づく飼料設計の改善

エサ寄せロボットの活用

自動給餌機の活用

多回給餌

リキッドフィーディングの活用

その他（ ）

- (5) 副産物収入（堆肥販売等）の増加による生産コストの削減
堆肥販売の増加による収入の増加による生産費割合の圧縮
その他（ ）

【畜種別】

1 酪農

- (1) 生産性の向上

牛群検定を活用した生産性の向上

その他（ ）

- (2) 分娩間隔の短縮

発情発見機を活用した発情の見逃し防止

早期離乳の実施

その他（ ）

- (3) 国産濃厚・粗飼料の生産・流通拡大（コントラクター活用等によるものを含む。）

国産粗飼料の作付面積の拡大

国産濃厚飼料の作付面積の拡大

国産飼料の販売・流通量の増加

TMRの利用量の増加

その他（ ）

- (4) 生産費割合の圧縮

和牛精液・和牛受精卵の活用による収入の増加による生産費割合の圧縮

2 肉用牛

- (1) 肥育期間や子牛の出荷月齢の短縮

超音波測定を活用した出荷適期の判断

定期的な体高や体重等の測定

その他（ ）

- (2) 分娩間隔の短縮

発情発見機の活用

早期離乳の実施

その他（ ）

3 豚

人工授精を活用した生産コストの削減

優良系統の導入による生産性の向上

オールイン・オールアウトによる事故率の低減

その他()

4 採卵鶏・肉用鶏

優良系統の導入による生産性の向上

オールイン・オールアウトによる事故率の低減

その他()

様式第2号(第7条関係)
魚津市指令 第 号

所在地
団体名
代表者氏名

魚津市飼料価格高騰経営安定緊急支援補助金交付決定及び交付
額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市飼料価格高騰経営安定緊急支援
補助金について、魚津市飼料価格高騰経営安定緊急支援補助金交付要綱第7
条第1項の規定により、次のとおり交付を決定し、交付額の確定をしました
ので、通知します。

年 月 日

魚津市長



- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |